

1 サービスの相談窓口

電 話 番 号	0838-56-0880
窓 口 担 当 者	柴田 博子

2 通所介護事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	地域密着型通所介護 デイサービス旭の郷	
所 在 地	萩市佐々並2494番地1	サービス提供地域
事業者指定番号	3570400725	佐々並・明木地域

3 通所介護事業の目的

医療法人祐樹会が開設する通所介護事業所が行う、地域密着型通所介護及び旧介護予防通所介護に相当する第一号通所事業の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員・生活相談員・機能訓練指導員が、要介護者及び要支援者、事業対象者に対して適正な事業を提供することを目的とします。

4 「デイサービス旭の郷」 の運営方針

利用者の心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、及び福祉サービスを利用できるように配慮し、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援をおこなう。
事業の実施に当たっては、関係市町村、医療・保健・福祉の関係機関との連携をはかり、サービス計画の実行に努める。利用者本意のサービス実施に徹して、計画の実施にあたっては利用者の自己決定を尊重する。

5 利用者が留意すべき事項

事業所での喫煙・酒類の摂取、酒酔い者の利用はお断りします。
サービス利用中、及び送迎中は、事業所のきまりや職員の指示を守って頂くようお願いいたします。
万一、守って頂けなく、介護サービスに支障が生じる場合は、退出して頂きます。

6 事業所の職員体制

職 員 体 制		
管 理 者	生活相談員	介 護 職 員
機能訓練指導員	看護師	

7 サービス提供の時間帯と定員（通所介護と予防通所介護）

営業しない日	日曜日・祝日・盆・年末年始・創立記念日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
要介護	午前9時30分～午後4時30分
要支援/事業対象者	午前9時30分～午後13時
定 員	10人

8 利 用 料 金

※地域密着型通所介護7～8時間利用の場合

通所介護(要介護1～5の方)			
サービス内容	1割負担	入浴介助1	40
要介護 1	753	送迎減算	-47
要介護 2	890	サービス提供体制加算Ⅰ	22
要介護 3	1032		
要介護 4	1172		
要介護 5	1312		

令和6年6月以降	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	9.2%
----------	--------------	------

介護保険自己負担額以外にかかる経費

食事代	650円
紙パンツ（1枚）	220円
パット（1枚）	120円
洗濯代（1回につき）	220円

※作業療法に要した特別な材料、菓子、をご利用された場合は、実費負担が必要です。

第1号通所事業 ・ 介護予防通所介護	
事業対象者	1672
要支援Ⅰ	1672
要支援Ⅱ	3428
サービス提供体制加算Ⅰ	88

第1号通所事業・介護予防通所介護		
令和6年6月以降	介護職員等処遇改善加算1	9.2%

介護保険自己負担額以外にかかる経費	食事代	650円 / 回
	紙パンツ（1枚）	220円
	パット（1枚）	120円
	洗濯代（1回につき）	220円

作業療法に要した特別な材料、菓子、おむつをご利用された場合は、実費負担が必要です。

9 交 通 費

佐々並・明木地域以外の方は
交通費の実費が必要となります。

10 キャンセル料

サービス開始、24時間前までに連絡をされた場合、料金はかかりません。
24時間前以降のキャンセルには、利用者負担料金を頂く場合があります。

11 サービス内容に関する苦情の連絡先

デイサービス旭の郷	0838-56-0880	柴田 博子
-----------	--------------	-------

受け付けられた苦情は、インシデント・レポートで、丘病院安全管理委員会に報告されます。

以下の機関においても、苦情を受け付けています。

医療法人 雄樹会 おか整形外科病院	0839-25-1100
萩市介護保険課	0838-25-3368
国保団体連合会	083-995-1010

12 当事業所は、東京海上火災居宅介護事業者賠償責任保険に加入しています。

13 業務継続計画の策定

事業所は、通所介護等の提供中に感染症や非常災害時の発生において、従業者は利用者の安全確保
および、避難災害時の体制設備等の強化・徹底にて適切に業務継続計画に従い必要な措置を講じます
業務継続計画について周知するとともに定期的に研修及び訓練を実施するよう努めます
訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

13 非常災害時の対策

事業所は通所介護等、提供中に感染症や非常災害が発生した場合、
従業者は利用者の避難等適切な措置を取ります
非常災害時に備え、定期的に地域の消防署等協力機関と連携を図り訓練の実施に当たっては
地域住民の参加が得られるように努めております

14 高齢者虐待防止に関する事項

高齢者虐待防止の基本に基づき（第5条）
事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を取ります
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を
現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は
速やかに、これを市に通報するものとする。（担当ケアマネージャーにも報告）

15 身体拘束等の禁止

事業者はサービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。
但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は
この限りではないものとします。

16 秘密保持及び個人情報の保持

事業者およびその従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく
在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これはこの契約終了後も同様とします。
事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守し
適切な取り扱いに努めるものとします。